



## 自筆証書遺言 と 公正証書遺言 の良い点・悪い点の対比表

	自筆証書遺言	公正証書遺言
良い点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なんといっても、いつでも自分で作ることができる手軽さです。</li> <li>・費用がほとんどかかりません。</li> <li>・誰にも言わなければ、完全に秘密にすることができます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公証人という法律の専門家があなたの話を聴いてから遺言書を作ってくれますので、内容が不明確になるなどの危険が大幅に減ります。</li> <li>・遺言者の死亡後、検認という手続を受けなくても、役所や銀行での手続ができます。つまり、遺言書の内容をすぐに現実化できます。</li> <li>・公証役場で長期間保管されます。紛失や偽造などの危険がありません。</li> <li>・全国の公証役場で、遺言書の有無を調査できます。 (遺言書の謄本の交付は、その遺言公正証書を作った公証役場でしか受け取ることができません。)</li> <li>・文字を書くことができなくても、遺言書を作ることができます。</li> </ul>
悪い点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺言書は、全文を手書きしなければなりません。</li> <li>・遺言の内容が明確でないと、後でトラブルになることがあります。 例えば、「自宅を長男にあげる」「現金を二女に引き継ぐ」などの記載は散見されます。</li> <li>・遺言者の死後、その遺言書について、家庭裁判所で検認という手続をとらなければなりません。 この手続をとってからでないと役所や銀行での手続ができませんので、時間と手間がかかります。</li> <li>・紛失や滅失の危険があります。</li> <li>・偽造、変造の危険があります。</li> <li>・訂正方法もルールがあります。ルールが守られていないと、訂正されていないことになったりします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公証役場に赴いて、あるいは公証人に出張してもらって、公証人に会わなければ作ることができません。 今書きたいと思っても、公証人の都合によっては、無理かもしれません。</li> <li>・公証人に支払う手数料がかかります。 手数料は、財産の金額によって異なります。</li> <li>・遺言書を作成した公証人はもちろん、証人2名が必要なため、完全に秘密にすることはできません。</li> </ul>

☆ お勧めは、公正証書遺言です。安心で確実性が高いからです。 ☆